

SANYO Electric Co., Ltd.
Sustainability Report

2009

環境・社会報告書 2009



目次

編集方針	3	社会活動	7
トップメッセージ	4	お客さまとともに	7
三洋電機について	6	お客さま満足の向上	
会社概要	6	より良い品質をめざして	
財務報告	6	お客さまへの情報提供	
経営理念・行動基準	7	お客さまとの対話を重視して	
マネジメント	9	ユニバーサルデザインの推進	
コーポレート・ガバナンス	9	お取引先とともに	8
行動・倫理規範	12	厳正かつ公正な取引の徹底	
コンプライアンス/リスクマネジメント	15	パートナーシップの強化	
CSRの考え方	18	株主・投資家とともに	8
環境活動	19	適切な情報開示に基づく IR 活動	
環境に関する中期戦略	19	従業員とともに	9
事業を通じた環境・エネルギー問題への貢献		公正な雇用	
2020年に向けた環境・エネルギー問題への取り組み		ダイバーシティ（人材の多様性）の推進	
環境コンプライアンス		働きやすい職場づくり	
グローバルな環境管理の推進		適正な評価・処遇と能力開発	
三洋電機グループ「環境方針」	22	職場の労働安全衛生	
三洋電機グループ環境負荷全体像（国内）	23	地域社会とともに	10
環境行動計画	25	地域社会との対話	
製品における環境負荷低減	27	共生をめざした社会貢献活動	
エネルギー効率の向上		活動事例	
含有化学物質の管理		海外における CSR 活動	10
グリーン調達		アジア	10
製品アセスメントの推進		中国	11
リサイクル		北米	12
すべての製品を環境配慮製品に		欧州	12
環境関連技術・製品の開発		関連情報	12
事業活動における環境負荷低減	49	受賞一覧	12
生産工程における地球温暖化防止			
省エネルギーの推進			
再生可能エネルギーの導入			
廃棄物発生量の抑制			
水資源の保護対策			
生物多様性の保持			
化学物質の適正管理と排出削減			
汚染リスクの調査と対応			
環境マネジメント	62		
環境マネジメントシステム			
外部および内部相互チェックによる継続的改善			
全従業員を対象とした環境教育・研修			
環境関連法規制への対応			
環境会計			
サイト別・事業所別パフォーマンス	71		

製品に含まれる特定化学物質への懸念が高まるなか、当社グループではRoHS指令^{※1}で特定される6物質を含む環境負荷化学物質を優先的に調査し、代替を実施してきました。その結果、特定6化学物質に関しては、国内生産品およびEU向け製品について、生産段階で2005年12月末に全廃を達成しました。さらに、J-Moss^{※2}、中国版RoHS^{※3}をはじめ、米国カリフォルニア州および韓国などの化学物質規制に対応してきました。

これらの規則を遵守するため、製品含有化学物質管理体制を構築するとともに、全社規定を定め、調達部材ごとの化学物質データや製品ごとの化学物質データの管理を行っています。

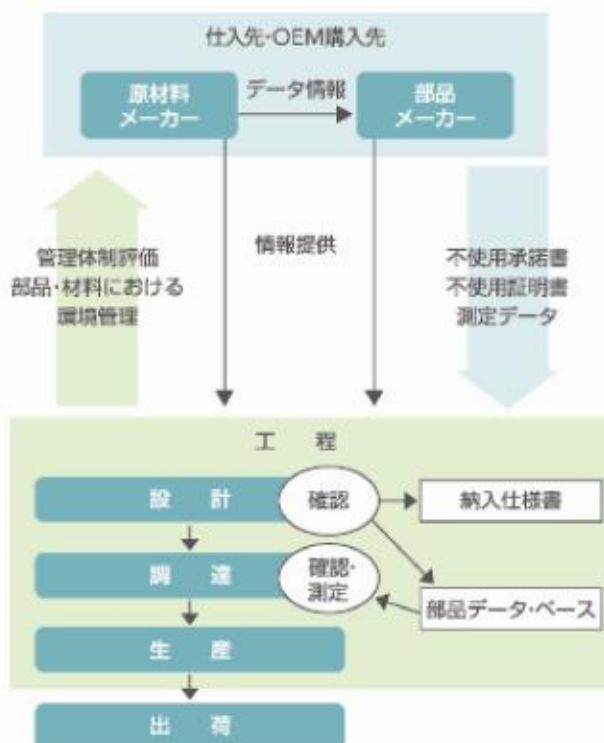
また、製品含有化学物質排除への取り組みは、仕入先との協力が不可欠であり、2006年度からは「製品含有化学物質管理基準」に適合した調達部材の「不使用承諾書」「不使用証明書」の管理に加えて、仕入先の化学物質管理体制の評価・指導など、データの信頼性を担保する取り組みを進めています。

※1 「Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment」の略。電気電子機器に含まれる特定化学物質の使用を制限するEU加盟国への指令。特定化学物質とは、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)の6物質

※2 「Japan-The Marking for presence Of the Specific chemical Substances for electrical and electronic equipment」の略。電気電子機器の特定化学物質の含有表示方法を示した「JIS C 0950規格」の通称。詳細は「J-Mossグリーンマーク」のページを参照

※3 「電子情報製品生産汚染予防管理弁法」の通称。電子情報製品を対象とし、RoHS指令で規制される特定6物質について、含有有無の表示義務(第1ステップ)と使用禁止(第2ステップ)で施行。(2009年7月現在は、第1ステップが施行されている)

■製品含有化学物質の管理体制

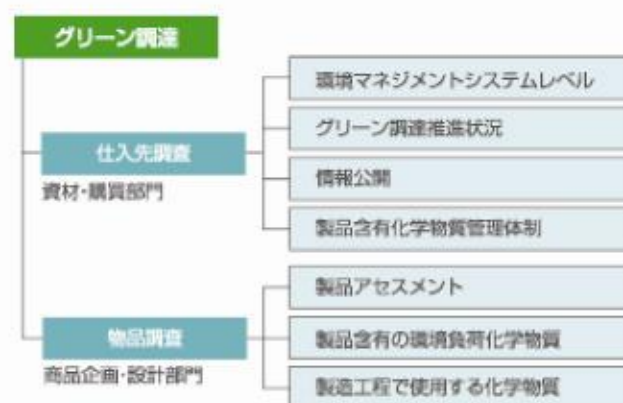


当社グループでは、環境保全に積極的な仕入先から当社自らが設定した環境配慮の基準に適合した物品を購入するグリーン調達を国内から海外にも拡大し、環境負荷化学物質の削減に取り組んでいます。

具体的には、当社が定める「環境負荷化学物質管理基準」に基づき、仕入先に対し、使用禁止物質や管理基準に適合しない物質の「不使用承諾書」「不使用証明書」の提出を要請し、運用しています。2005年度からは、仕入先のご理解とご協力を得て、国内生産品および欧州向け製品について特定化学物質の不使用承諾書および取引基本契約書や覚書での環境条項の取り交わしを実施しています。

これらはRoHS指令や中国版RoHS、J-Mossをはじめとする各国の化学物質規制に対応する取り組みでもあり、今後も、管理基準に基づいてグリーン調達を積極的に推進していきます。

■ グリーン調達体系図



仕入先調査

グリーン調達を推進するためには、仕入先とのパートナーシップの構築が不可欠であり、毎年10月から12月に、仕入先に対して環境マネジメント体制の構築状況などを調査し、必要に応じて改善を要請しています。新規の仕入先については、取引が発生した時点で調査を実施しています。2006年度からは、グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)で策定した「製品含有化学物質管理ガイドライン」に沿って管理体制を評価しており、調査の主旨、評価方法およびインターネットによる調査回答について仕入先への説明会を開催し、管理が円滑に進められるよう努めています。

現在、REACH^{※1}への対応など、仕入先との製品含有化学物質のデータ共有と管理体制の重要性が高まっているため、サプライチェーンでの管理体制の強化を推進しています。



2009年2月中国華南地区で開催した仕入先へのREACH対応説明会

※1 Registration, Evaluation, Authorization and restriction of Chemicalsの略。欧州化学物質の登録、評価、認可、制限に関する規則。

購入物品の環境対応については、新規購入物品が発生する時点で、各事業所から仕入先に対して含有化学物質調査を依頼し、当社購入基準を達成していない物品については改善・対策・処置を要請し、購入の決定を判断しています。購入物品に含有する化学物質の情報はインターネット上で登録・回答いただき、そのデータを当社グループ内で共有しています。こうしたグリーン調達推進によって、当社製品に含まれる化学物質を削減するとともに、仕入先の環境への取り組みの改善をサポートしています。

さらに、購入する物品の製造工程での使用禁止物質を定め、購入する際に不使用の確認を行っています。このほかにも、完成品の購入の際には、当社の製品アセスメント規定に基づいた製品アセスメント評価を実施し、基準をクリアした完成品の購入を進めています。

当社グループでは、子会社を含む国内製造事業所において、環境汚染につながる化学物質の環境への排出状況を独自の化学物質管理システムにより調査し、その結果をもとに代替物質への変換、生産工程の改善、管理強化を検討・実施することにより排出物の発生抑制、環境負荷の低減を図っています。

当社グループは、子会社を含む国内全事業所において、環境汚染につながる化学物質を使用する工程を特定し、その排出状況を調査しています。その結果をもとに排出物の発生を抑制し、環境負荷の低減を図っています。

また、国内ではPRTR法にしたがい、毎年6月までに約15事業所が所轄行政機関に対象物質の状況を届け出しています。

[マテリアルバランス]



※1 有害性のある化学物質などが、どこから、どれくらい大気等に排出されたか、あるいは廃棄物などを介して事業所外に運び出されたかというデータを集計し、算定・報告・公表する仕組みのこと。

国内のPRTR法対象物質に関しては、2008年度の国内製造事業所での環境への排出量は47トンとなりました。主な排出抑制対策として、(1)工程の改善(薬液等の使用量削減)、(2)対象化学物質の代替(油性塗料から水性・粉体塗料への転換)、(3)排出物の徹底回収、(4)除害装置の設置などを行っています。

化学物質名	取扱量	排出量				移動量			消費量	除去処理量	リサイクル量
		大気	水域	土壌	合計	廃棄物としての移動	下水道への移動	合計			
亜鉛の水溶性化合物	69.20	0.00	0.04	0.00	0.04	0.00	0.00	0.00	66.05	0.00	3.12
2-アミノエタノール	32.94	0.66	0.00	0.00	0.66	32.28	0.00	32.28	0.00	0.00	0.00
アンチモン及びその化合物	3.54	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.53	0.00	1.02
エチルベンゼン	7.29	1.62	0.00	0.00	1.62	1.04	0.00	1.04	0.00	4.63	0.00
エチレングリコールモノメチルエーテル	1.67	0.17	0.00	0.00	0.17	0.00	0.00	0.00	0.00	1.50	0.00
エチレンジアミン	5.36	0.42	0.00	0.00	0.42	2.45	0.00	2.45	0.00	2.49	0.00
カドミウム及びその化合物	1,256.85	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,252.27	0.00	4.58
キシレン	37.41	13.37	0.00	0.00	13.37	9.70	0.00	9.70	0.00	14.35	0.00
銀及びその水溶性化合物	49.68	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	48.40	0.00	1.28
コバルト及びその化合物	1,513.16	0.00	0.00	0.00	0.00	0.26	0.00	0.26	1,443.38	0.00	69.53
酢酸2-エトキシエチル	1.03	0.21	0.00	0.00	0.21	0.00	0.00	0.00	0.00	0.82	0.00
ジクロロペンタフルオロプロパン	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00
N,N-ジメチルホルムアミド	1.28	0.45	0.00	0.00	0.45	0.83	0.00	0.83	0.00	0.00	0.00
テトラヒドロメチル無水フタル酸	11.83	0.00	0.00	0.00	0.00	2.55	0.00	2.55	9.28	0.00	0.00
1,3,5-トリメチルベンゼン	7.03	0.79	0.00	0.00	0.79	0.00	0.00	0.00	0.00	6.24	0.00
トルエン	2.27	2.03	0.00	0.00	2.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.24	0.00
ニッケル	3,240.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3,143.72	0.00	97.08
ニッケル化合物	1,717.98	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,703.22	0.00	14.76
芳香族ニトロ化合物	1.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.70
ヒドラジン	1.40	0.00	0.00	0.00	0.00	1.05	0.00	1.05	0.00	0.35	0.00
ピロカテコール	21.96	0.00	0.00	0.00	0.00	21.96	0.00	21.96	0.00	0.00	0.00
フェノール	7.31	1.13	0.00	0.00	1.13	4.81	0.00	4.81	0.00	1.37	0.00
ふっ化水素及びその水溶性塩	199.54	0.11	26.43	0.00	26.54	85.34	0.00	85.34	0.00	0.00	87.67
マンガン及びその化合物	549.88	0.00	0.00	0.00	0.00	100.32	0.00	100.32	446.42	0.00	3.15
ダイオキシン類(単位:mg-TEQ/年)	1,232	179	0	0	179	1,053	0	1,053	0	0	0
物質合計	8,742.11	20.95	26.46	0.00	47.41	262.58	0.00	262.58	8,115.26	31.98	284.88

光化学スモッグなどの原因物質となるVOC※²については、大気汚染防止法の改正・施行により、事業者は事業活動に伴うVOCの大気中への排出などの状況を把握し、排出などを抑制するために必要な措置を講ずることが義務付けられています。当社グループでは、子会社を含む国内33製造事業所中14の事業所が電機・電子4団体自主行動計画(VOC大気排出抑制)に取り組んでいます。2008年度のグループ全体のVOC大気排出量は112t/年で昨年より7%削減し、2000年度比削減率は76%となりました。

※² VOC(Volatile Organic Compounds):常温で揮発しやすい有機化合物のことで、メタノールやイソプロピルアルコール、トルエン、ベンゼン、キシレンなどさまざまな物質があります。

■三洋電機グループVOC排出抑制自主的取組実績

単位:t/年

報告年度	2000(H12)年度実績		2007(H19)年度実績		2008(H20)年度実績	
	取扱量	大気排出量	取扱量	大気排出量	取扱量	大気排出量
電機・電子4団体自主行動計画 排出抑制対象物質20物質						
1. イソプロピルアルコール	601.0	63.1	360.1	23.1	284.8	24.6
2. トルエン	16.1	14.6	1.3	1.2	2.4	2.1
3. アセトン	117.0	57.3	55.5	7.3	39.4	6.8
4. 酢酸ブチル	264.3	85.6	140.5	14.0	99.5	10.5
5. メタノール	412.2	93.4	182.3	16.2	128.5	11.7
6. キシレン	112.1	57.3	55.9	20.8	39.7	14.5
7. メチルエチルケトン	8.9	3.1	8.3	4.0	2.1	2.1
8. ジクロロメタン	2.0	1.6	-	-	-	-
9. スチレン	1.7	0.1	16.6	0.2	-	-
10. エタノール	12.0	5.7	20.0	13.0	23	12.5
11. エチルベンゼン	-	-	11.0	2.7	7.1	0.9
12. テトラヒドロフラン	-	-	-	-	-	-
13. 1-メトキシ-2-プロパノール	88.9	2.7	158.7	7.3	134.3	11.9
14. n-ブタノール	11.2	0.9	41.6	0.0	58.4	6.1
15. クロロホルム	-	-	-	-	-	-
16. メチルイソブチルケトン	4.8	2.4	3.9	0.1	3.3	0.1
17. n-ヘプタン	201.1	81.1	101.7	10.5	64.6	5.7
18. 酢酸エチル	-	-	-	-	-	-
19. トリクロロエチレン	1.7	0.5	-	-	-	-
20. シクロヘキサノン	1.8	0.1	-	-	2.1	2.1
20物質合計	1,856.7	469.4	1,157.5	120.4	889.1	111.5
2000年度(基準年度)比(%)	100	100	62	26	48	24

注) - 印は、各事業所で取扱量1t未満

2002年4月よりフロン回収・破壊法^{※3}が施行され、当社グループのサービス担当事業場等は、同法に基づき、業務用冷凍空調機器が廃棄される際のフロン類の回収を業として行う事業者として監督官庁へ届け出を行っています。回収実績については、各拠点から当該の監督官庁へ報告しています。

一方、フロン類の回収量については、機器の廃棄時だけでなく、サービス・メンテナンス時の回収量も含めて工業会ベースで毎年調査が行われてきました。2008年度の当社グループにおける回収量はCFC:325kg、HCFC:15,490kg、HFC:55,726kgとなっています。

※3 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

■三洋電機グループのフロン回収量

単位:kg

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
CFC	126	929	2,450	797	207	362	321	325
HCFC	8,285	32,915	42,643	16,737	13,672	12,762	15,432	15,490
HFC	2,477	11,795	29,992	13,101	13,101	14,723	11,259	55,726

※CFC(クロロフルオロカーボン) オゾン層破壊係数が高い(0.6~0.1)化合物で、CFC11、CFC12、CFC113~115がある。

※HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン) オゾン層破壊係数が比較的低い(0.02~0.055)化合物で、HCFC123、HCFC22がある。

※HFC(ハイドロフルオロカーボン) オゾン層破壊係数がゼロの化合物でHFC134a、HFC152a、HFC32、HFC143a、HFC125がある。

PCB含有物の管理

当社グループが保管する主なポリ塩化ビフェニル(PCB)含有物は、建物に付随する電力用コンデンサ(約300台)、一部の廃家電品や古い蛍光灯安定器などから回収されるコンデンサチップ(約11万個)などがあります。

当社グループでは、グループ環境マネジメントシステムにおいて「PCB含有物管理規定」を設け、各事業所におけるPCBの適正保管と行政への報告を徹底しています。同マネジメントシステムの対象範囲外の事業所においても、同規定の管理範囲を拡張し、一部の社有ビルや関係会社、協力会社などもあわせて管理しています。

また、保有するPCBの処理については、PCB処理事業を行う日本環境安全事業株式会社(JESCO)の処理計画に沿って順次実施しています。